

スクラバー関連

注1: 関連資料からでは詳細が不明であった情報に関しては空欄としています。

注2: 体裁を整えるため、規制内容の表現が参考資料と異なる国が一部ございます。

対象国	対象区域	概要	参考資料
ノルウェー	フィヨルド(世界遺産区域)	オープンループ式スクラバの使用禁止 (参考資料では「クローズド又はハイブリッド式スクラバーの使用を認める」と記載されている)	06 (Norway)Regulations.msg (Section 14b 参照)
米国	カリフォルニア州水域	スクラバからの排水禁止	Final 2013 VGP (6.4.1、6.5.9 参照)
	コネティカット州水域		
UAE	フジャイラ港	オープンループ式スクラバーの使用禁止	ClassNK TEC1173
中国	Coastal Control Area*の港湾区域	スクラバからの排水禁止	ClassNK TEC1174
	Inland River Control Area**		
	Bohai Area		
ドイツ		スクラバからの排水禁止	CDNI Convention (PART C Article 9.01(1) 参照)
ベルギー	港湾及び陸水区域	スクラバからの排水禁止	2016 note on discharge of scrubber washwater (PDF4ページ目BE欄 参照)
アイルランド	ダブリン港	スクラバからの排水禁止	ダブリン港通知文書
	ウォータフォード港		ウォータフォード港通知文書
	コーク港		コーク港通知文書
シンガポール		スクラバからの排水禁止	A Guide For Ships Calling To Port Of Singapore
パナマ	パナマ運河	オープンループ式スクラバーの使用禁止	ClassNK TEC1194
マレーシア	マレーシア水域(沿岸12海里)	スクラバからの排水禁止 (入港しない船舶は規制対象外)	MSN072019
			MSN082019
バミューダ	領海域	スクラバからの排水禁止	environmental-policy-ships (3. 参照)
エジプト	スエズ運河	スクラバからの排水禁止	8-2019

サウジアラビア	港湾	スクラバからの排水禁止	Circular No.(55) 2020
オマーン	港湾及び領海域	スクラバからの排水禁止	Maritime Notice No.09/2020
トルコ	領海域	スクラバからの排水禁止	Circular No.391
カナダ	バンクーバー港	スクラバからの排水禁止	2021-11-24-Notice-of-Amendment-Port-Information-Guide
ニュージーランド	カンタベリー地域の水域	スクラバからの排水禁止 港内の停泊中又は錨泊中のオープンループ式スクラバーの使用禁止	Guidance to ship operators and masters on vessel emissions, scrubbers and fuel use

*中国全域の12海里以内

**長江及び西江の規制水域

低硫黄燃料油関連

注1: 関連資料からでは詳細が不明であった情報に関しては空欄としています。

注2: 体裁を整えるため、規制内容の表現が参考資料と異なる国が一部ございます。

対象国	対象区域	概要	参考資料
EU	EU港湾	硫黄分濃度0.1%以下の燃料油の使用 (EU港湾内停泊中の船舶で2時間未満の停泊が予定されている船舶及び停泊中に全ての機関を停止させ陸電供給を使用する船舶を除く)	欧州指令DIRECTIVE(EU)2016/802 (Article 7 参照)
イギリス	イギリス港湾	硫黄分濃度0.1%以下の燃料油の使用 (イギリス港湾内停泊中の船舶で2時間未満の停泊が予定されている船舶及び停泊中に全ての機関を停止させ陸電供給を使用する船舶を除く)	Additional guidance on the merchant shipping (prevention of air pollution from ships)
ノルウェー		硫黄分濃度0.1%以下の燃料油の使用	Environmental safety for ships and mobile offshore units (Section 13 参照)
米国	カリフォルニア州水域24海里以内(CARB)	硫黄分濃度0.1%以下の燃料油の使用	ClassNK TEC879
中国	DECAs***	硫黄分濃度0.5%以下の燃料油の使用	ClassNK TEC1171
	Inland River Control Area**	硫黄分濃度0.1%以下の燃料油の使用(2020/1/1~)	
	Hainan Water Area	硫黄分濃度0.1%以下の燃料油の使用(2022/1/1~)	
香港	香港水域	硫黄分濃度0.5%以下の燃料油の使用	ClassNK TEC1167
台湾	基隆港	硫黄分濃度0.5%以下の燃料油の使用	ClassNK TEC1163
	臺中港		
	高雄港		
	花蓮港		
	臺北港		
	蘇澳港		
	安平港		
麥寮港	Inspection requirement for ships in Mailiao		
トルコ	港湾及び陸水	硫黄分濃度0.1%以下の燃料油の使用 (港に停泊又は内陸を航行する船舶)	ClassNK TEC882

オーストラリア	シドニー港	硫黄分濃度0.1%以下の燃料油の使用 (100人以上の客員を乗せる客船が対象)	AMSA Marine Notice 21/2016
韓国	釜山港、仁川港、麗水(ヨス)港・光陽港、蔚山港および平澤(ピョンテク)・唐津(タンジン)港など国内5大港湾周辺	硫黄分濃度0.1%以下の燃料油の使用	Sox emission control in Korean ports

***Coastal Control Area及びInland River Control Areaから成る規制水域